



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日本興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 多田 綾夫  
(JASDAQ・コード 5279)  
問合せ先 取締役執行役員総務人事部長 山口 芳美  
(TEL. 087-894-8130)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）現在の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

##### ③効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行可能株式総数	36,000,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	7,200,000 株

④株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	15,321,000 株
株式併合により減少する株式数	12,256,800 株
株式併合後の発行済株式総数	3,064,200 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,305 名（100%）	15,321,000 株（100%）
5 株未満所有株主	173 名（13.3%）	179 株（0.0%）
5 株以上所有株主	1,132 名（86.7%）	15,320,821 株（100.0%）

（注）上記株主構成を限定として株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 173 名（所有株式数の合計 179 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の当社の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に 1 株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

（3）株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

（2）定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000 株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,200,000 株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

以 上

## 【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。  
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を行うことといたしました。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

### Q 5. 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	600株	6個	なし
例②	2,662株	2個	532株	5個	0.4株
例③	1,230株	1個	246株	2個	なし
例④	783株	0個	156株	1個	0.6株
例⑤	1株	0個	0株	0個	0.2株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合、（上記の例②、④、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。なお、株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記⑤の場合）、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29年 6月 27日	定時株主総会決議日
平成 29年 9月 26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成 29年 9月 27日	当社株式の売買単位が 1,000株から 100株に変更されます。 (株価に株式併合の効果が反映されます。)
平成 29年10月 1日	単元株式数、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29年12月頃	端数株式の売却代金のお支払い

Q10. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A10. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話 0120-094-777（通話料無料）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）